

第70～第72回労災保険部会における委員の主なご意見 (副業・兼業関係)

<公益委員>

- 諸外国の状況について、フランスについては日本の労働基準法上の災害補償に相当する制度はないので、労災保険に相当するものだけで補償を行うという制度になっている。ドイツについては、労災保険という仕組みが、災害保険制度という形で、もっと広い制度になっているので、その点も日本とは大きく異なる。

○

<労側委員>

- 副業・兼業は、政府が推進すべきものではないと考えるが、現在でも生計維持などの必要に迫られて複数就業する労働者がいるという実態があるので、そうした労働者を保護する観点からは、労災保険給付の見直しの検討は非常に重要であり、積極的に検討すべき。
- 労災保険そのものの趣旨・目的を考えると、被災労働者の保護・補償があるので、複数の事業場の業務上の負荷を合算して認定が行われるべきであり、給付額の合算と両方合わせた検討をすべき。
- 給付額については、合算した賃金額を基に給付を行っていくべき。労災保険制度は、労基法の災害補償と関連はあるが既にそれを越えているところもあると思うので、そうした観点からの検討もすべき。労災認定についても、複数の事業所での具体的な出来事について通算していくべきである。
- 複数就業者は支払を受けている賃金の総額で生計を立てている方がほとんどだと思う。現行制度では、労災保険からの給付は、片方の事業所からの賃金を基にしたものになり、稼得能力が十分填補されない。複数就業者がどこで災害に遭うかによって得られる給付が異なるというのは問題なので、賃金合算分を基に給付する方向で検討すべき。
- 労働者を守るという観点から、賃金合算分での給付を是非検討すべき。副業・兼業の推進は、(本業で)収入が増えたとしても副業したいのかどうかの実態調査を踏まえて検討すべき。
- 複数就業者の場合にそれぞれの事業場でのリスクを合算して労災補償がなされる場合に、休業3日目までの休業補償はどうなるのか、ということも整理しておく必要があるのではないか。

<使側委員>

- 現在、2つの検討会（副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会、複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用に関する検討会）が動いているので、その状況を見ながら議論したい。

- 検討自体に異議はないが、実態を踏まえた慎重な議論が必要であり、以下のような問題がある。
 - ・ 給付基礎日額の算定について。被災労働者が複数就業者であった場合に、全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付を行うことになると、請負系列内で成立している保険関係を逸脱した制度となり、請負系列外の事業者が支払った賃金額が給付基礎日額に反映されることになると、請負金額に占める労務費の実態調査結果等を踏まえて決定される労務費率に、合理的な根拠が見いだせなくなると考える。
 - ・ 休業3日までの災害補償等との整合について。事業者が休業3日までの休業補償を自ら行う場合と、労災保険から給付される場合で、補償額に相違が生じることとは合理性を欠く。全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付を行うことは、罰則付きの災害補償責任の考え方にも影響を与えかねず、賃金合算分の災害補償を事業者に義務づけることは容認できない。
 - ・ 賃金総額の把握について。事業者にとって、労働者が複数就業者であることを確実に把握することは著しく困難。また、被災労働者が複数就業者であることを事業者申し出た場合でも、複数就業者が他の就業先から受け取った賃金額を正確に把握するには相当の事務負担が生ずることになり、現実に対応できない事案が多発することが懸念される。
 - ・ 労災メリットと保険料率への影響について。全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付が行われることになると、保険給付額が増加し、メリット制度の適用を前提とした場合には災害発生事業場に不利益が生じる懸念等があり、不利益を回避する手立てが必要。また、保険料率について業種間の公平な負担が担保できなくなる恐れがある。

- 複数就業者の全就業先での給付額の合算だけでなく、業務上の負荷を合算する場合の労災保険給付の在り方についてもハードルがかなり高い。